マイクロソフト ソフトウェア追加ライセンス条項
MICROSOFT WINDOWS オペレーティング システムおよび関連言語パック用.NET FRAMEWORK 4.5.1
Microsoft Corporation (またはお客様の所在地に応じた関連会社。以下、「マイクロソフト」といいます) は、お客様に本追加ソフトウェアの使用を許諾するものとします。お客様が Microsoft Windows オペレーティング システム ソフトウェア (以下「本ソフトウェア」といいます) を使用するためのライセンスを取得している場合は、本追加ソフトウェアを使用できます。本ソフトウェアのライセンスを取得していない場合、お客様は本ソフトウェアを使用することはできません。お客様は、本ソフトウェアの有効なライセンス取得済みの複製 1 部ごとに本追加ソフトウェアを使用できます。
以下のライセンス条項は、本追加ソフトウェアの追加使用条件について説明しています。本追加ソフトウェアの使用には、本追加ソフトウェア ライセンス条項と本ソフトウェアのライセンス条項が適用されます。両者の間に不一致がある場合は、本追加ライセンス条項が適用されます。
本追加ソフトウェアを使用することにより、お客様は本追加ライセンス条項に同意されたものとします。本追加ライセンス条項に同意されない場合、本追加ソフトウェアを使用することはできません。
お客様がこれらのライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には以下が許諾されます。
1. 再頒布可能コード。本追加ソフトウェアは再頒布可能コードで構成されています。「再頒布可能コード」とは、お客様が開発されたプログラムに含めて再頒布することができるコードです。ただし、お客様は以下の条件に従うものとします。
a. 使用および再頒布の権利。
• お客様は、本追加ソフトウェアをオブジェクト コード形式で複製し、再頒布することができます。
• 第三者による再頒布。お客様は、お客様のプログラムの頒布者に対して、お客様のプログラムの一部として再頒布可能コードの複製および頒布を許可する
ことができます。
b. 再頒布の条件。お客様は、お客様が頒布するすべての再頒布可能コードにつき、以下の条項に従わなければなりません。
• お客様のプログラムにおいて再頒布可能コードに重要かつ主要な機能を追加すること。
• lib というファイル名拡張子が付いた再頒布可能コードの場合は、リンカーによってその再頒布可能コードを実行した結果だけをお客様のプログラムと
共に再頒布すること。
• セットアップ プログラムに含まれる再頒布可能コードを、改変されていないセットアップ プログラムの一部としてのみ頒布すること。
• お客様のプログラムの頒布者および外部エンド ユーザーに、本ライセンス条項と同等以上に再頒布可能コードを保護する条項に同意させること。
• お客様のプログラムにお客様名義の有効な著作権表示を行うこと。
• お客様のプログラムの頒布または使用に関する請求 (弁護士報酬を含みます) について、マイクロソフトを免責、防御、および補償すること。
c. 再頒布の制限。お客様は、以下を行うことはできません。
• 再頒布可能コードの著作権、商標または特許の表示を改変すること。
• お客様のプログラムの名称の一部にマイクロソフトの商標を使用したり、お客様の製品がマイクロソフトから由来したり、マイクロソフトが推奨するよう
に見せかけること。
• Windows プラットフォーム以外のプラットフォームで実行するプログラムにおいて再頒布可能コードを頒布すること。
• 悪意のある、欺瞞的、または違法なプログラムに再頒布可能コードを含めること。
• 再頒布可能コードの一部に除外ライセンスが適用されることとなるような方法で再頒布可能コードのソース コードを改変または頒布すること。「除外ラ
イセンス」とは、使用、改変または頒布の条件として以下を満たすことを要求するライセンスです。
• コードをソース コード形式で公表または頒布すること。または

• その他の者がコード改変の権利を有すること。

2. 本追加ソフトウェアのサポート サービス。マイクロソフトが本ソフトウェアに対して提供するサポート サービスについては、www.support.micros oft.com/common/international.aspx を参照してください。